

狛江市議会事務局職員職名規程

平成3年7月30日
議会規程第1号

改正 平成17年1月18日議会規程第1号

狛江市議会事務局職員職名規程（昭和46年議会規程第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 狛江市議会事務局条例（昭和36年条例第1号）第2条に定める事務局職員（以下「職員」という。）の職名に関しては、この規程の定めるところによる。

（職員の職名）

第2条 事務局職員の職名は、職層名及び職務名とする。

（職層名及び適用区分）

第3条 職層名は、参事及び主事とする。

2 参事は、事務局長又はこれに相当する職、事務局次長又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。

3 主事は、前項に定める職員を除く職員の職層名とする。

（職務名）

第4条 職務名は、一般事務とする。ただし、事務局長、事務局次長、係長及び主査等の職務名は、狛江市議会事務局処務規程（昭和36年議会規程第1号）第3条に規定する名称をもって職務名に代えるものとする。

（適用）

第5条 事務局長及び書記に充てられるべき職員は別表第1のとおりとする。

付 則

1 この規程は、平成3年8月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に在職する職員の職層名は、第3条各項に定める区分に従い、それぞれの項に定める職層名に変更されたものとみなす。

3 この規程施行の際、現に在職する職員の職務名は、第4条に定める職務名に変更されたものとみなす。

付 則（平成17年1月18日議会規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(別表第1)

職務名	充てられるべき職員(身分)	適用
事務局長	事務局長	狛江市一般職の部長に相当する職とする。
理事	書記	狛江市一般職の部長に相当する職とする。
事務局次長, 主幹, 副主幹	書記	狛江市一般職の課長並びに課長補佐に相当する職とする。
係長, 主査	書記	狛江市一般職の係長に相当する職とする。
主任	書記	狛江市一般職の主任に相当する職とする。
一般事務	書記	狛江市一般職の一般事務に相当する職とする。